

# 江戸幕府による統制

江戸幕府は、大名・朝廷・宗教など様々な方面に対する統制をとった。「禁中並公家諸法度」で天皇・公家の行動を制限し、これに反目した紫衣事件を契機に、さらに厳格な態度で朝廷に臨んだ。また、豊臣政権で不徹底に終わったキリスト教の取締りを強化し、寺院に民衆全員を所属させることで信教面を管理した。

## ○大名への統制

### ●藩の支配体制

江戸時代の大名の領地とその支配機構を、今日では<sup>(1)</sup> \_\_\_\_\_ と呼ぶ (大名=藩主)。



江戸時代初期、大名は領地を分割して有力家臣に与え、土地・人民支配を認めた。

⇒このような (1) の体制を<sup>(2)</sup> \_\_\_\_\_ と呼ぶ。



1615年、大御所徳川家康が<sup>(3)</sup> \_\_\_\_\_ を発令した。

→(1) 内の支城を拠点にする有力家臣が弱体化し、大名の優位が明確になった。

⇒(2) が廃止され、大名の領内一円支配が17世紀半ばまでに一般化した。



有力家臣も含め、大名の家臣団は、城下町に居住して藩政を分担した。

◇今日、大名の家臣を<sup>(4)</sup> \_\_\_\_\_ (陪臣) と呼称

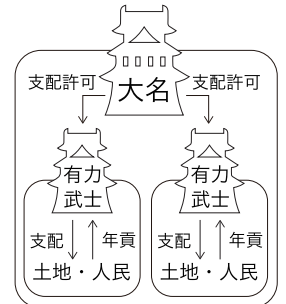


図1 地方知行制

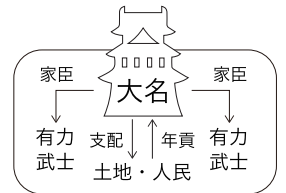


図2 領内一円支配

### ●藩士の収入

地方知行制では、有力家臣は支配する土地からの年貢を収入とした。

⇒領内一円支配になると、彼らの収入は消滅した。



藩は蔵入地 (直轄領) から年貢米を、藩士に<sup>(5)</sup> \_\_\_\_\_ として支給した。

⇒この支給制度を (5) 制と呼ぶ。

◇(5) …蔵米と別称され、その支給にちなんで藩士を<sup>(6)</sup> \_\_\_\_\_ とも呼称

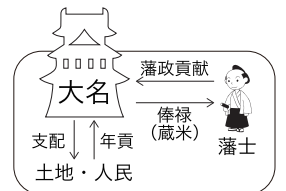


図3 俸禄制度

## ○朝廷への統制

### ●徳川家康による統制

1611年、徳川家康は後水尾天皇を擁立し、朝廷に対する優位を示した。

◇<sup>(7)</sup> \_\_\_\_\_ が朝廷の監視を担当

◇公家から2人が<sup>(8)</sup> \_\_\_\_\_ に選ばれ、朝廷・幕府の連絡役を担当



1613年、公家衆法度制定

…公家の務めとして、家業と禁裏小番 (昼夜の宮中警備) を命令

1615年、<sup>(9)</sup> \_\_\_\_\_ 制定

…金地院崇伝が起草したもので、朝廷運営の基準を明示

…天皇に対する次の①②のような行動規制

①第一に学問 (天皇家の先例に関する知識) に励むべきこと

②僧に紫衣着用の勅許を勝手に出してはいけないこと



図4 後水尾天皇



図5 紫衣

## ●徳川秀忠による統制

2代将軍徳川秀忠は、娘<sup>(10)</sup>                      (東福門院) を<sup>(11)</sup>                      天皇に入内させた。  
⇒朝廷に残されていた権限 (改元・改暦など) も、幕府の承諾が必要となった。



沢庵(1573~1646年)  
臨済宗の僧。勅許を得た高位の僧のみが着用する紫衣に関し、幕府の過干渉を批判した。漬物「沢庵」は沢庵考案とされる。

↓  
1627年、<sup>(12)</sup>                     

…(11) の勝手な紫衣着用の勅許を幕府が取り消させ、  
これに抗議した大徳寺の<sup>(13)</sup>                      や妙心寺の東源らを処罰した事件

↓  
1629年、(11) が秀忠の孫娘**明正天皇**に突然譲位した。

⇒秀忠と明正の関係上、幕府はこれを追認したが、以降朝廷統制は一層強まった。

## ○宗教への統制

### ●仏教への統制

17世紀前半、幕府は宗派ごとに<sup>(14)</sup>                      を出し、その宗派の末寺を管理させた。  
⇒各宗派の本山・本寺の傘下に末寺全てを置く制度を本末制度と呼ぶ。

↓  
1665年、幕府は諸宗寺院法度を出し、宗派を越えた共通の仏教統制を始めた。

◇17世紀半ば、明僧<sup>(15)</sup>                      の伝えた<sup>(16)</sup>                      が新しい宗派として登場

### ●神道への統制

1665年、幕府は諸社禰宜神主法度を出し、神社・神職の統制を始めた。  
⇒公家の吉田家を筆頭にして統制を任せた。

### ●キリスト教への統制

1612年幕領に、翌年全国に<sup>(17)</sup>                      を出して、キリスト教の信仰を禁じた。  
⇒以降、幕府や諸藩は宣教師や信徒に対して、次の①②のような迫害を加えた。

①1614年、大名<sup>(18)</sup>                      を<sup>(19)</sup>                      へ追放 (他 300人ほど国外追放)

②1622年、**元和の大殉教** (長崎の宣教師・信徒の処刑)



図6 高山右近

↓  
1637~1638年、<sup>(20)</sup>                     

…九州の藩の大名による苛酷な年貢賦課と信徒弾圧に、

百姓が抵抗して起こした一揆

…<sup>ますだときさだ</sup>                      <sup>あまくさしろうときさだ</sup>                      が首領となり、原城跡を抵抗に利用

◇島原半島と天草島は、キリシタン大名の有馬晴信・小西行長の元領地



図7 益田時貞

↓  
幕府は女性・子ども問わず、<sup>(21)</sup>                      と総称される次の2つの政策を実施した。

①イエスや聖母マリアの絵を踏ます<sup>(22)</sup>                      の強化

②<sup>(23)</sup>                      (寺檀制度)

…寺院が民衆を檀家として所属させ、**宗門改帳** でキリシタンでないと証明する制度

◇檀家…葬祭供養を任せる代わりに、寺院を支援する一家のこと

◇(23) …江戸時代に弾圧の対象となった日蓮宗の**不受不施派**の取締りにも効果あり



図8 踏絵